

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和6年度末までに、1,291件の意見照会への回答事案等が終結している。令和6年度に係属した事案は、前年度から繰り越された107件（同一事案についての105件を含む。）と6年度に新たに受け付けた3件の計110件であり、このうち108件が6年度中に処理され、残りの2件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和7年3月末現在		(参考) 6年度 係属件数
	処理件数	6年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和7年3月末までに終結したもの）	1,291	108	110
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,277	108	110
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	1,002	108	110
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	9	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可、裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	—	—

- (注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。
2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。
3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和6年度に係属した意見照会事案

令和6年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1～105 公調委令和5年（イ）第7号～第106号及び第109号～第113号事件（計105件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、審査請求人が、本件事業の必要性が認められないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者等各1人（計105人）
- (3) 審査請求のあった日 令和元年7月3日
- (4) 意見照会の受付日 令和5年7月6日
- (5) 回答日 令和6年4月24日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

106 公調委令和6年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者及び賃借権者である審査請求人らが、任意交渉において起業者が不誠実な対応を続けた上、一方的に土地収用手続を開始したこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1社、関係人1社
- (3) 審査請求のあった日 令和5年1月20日
- (4) 意見照会の受付日 令和6年1月16日
- (5) 回答日 令和6年6月28日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

107 公調委令和6年（イ）第2号事件

（道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づ

く権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、自身の所有する土地の一部が本件裁決の「使用し、明け渡すべき土地の区域」に含まれておらず、補償をしないことは憲法の規定に違反すること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和5年7月30日
- (4) 意見照会の受付日 令和6年3月21日
- (5) 回答日 令和6年8月26日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

108 公調委令和6年（イ）第3号事件

（線路建設工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、線路建設工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件事業の施行により本件収用される土地の残地について影響が生じるのであるから、憲法第29条に基づき、正当な補償を検討し、その結論と理由を本件裁決において明らかにすべきであること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和5年12月18日
- (4) 意見照会の受付日 令和6年7月16日
- (5) 回答日 令和6年11月25日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

109 公調委令和7年（イ）第1号事件

（産業団地造成事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人
- (2) 審査請求のあった日 令和6年4月11日
- (3) 意見照会の受付日 令和7年2月4日

110 公調委令和7年（イ）第2号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人

- (2) 審査請求のあった日 令和5年12月19日
- (3) 意見照会の受付日 令和7年2月4日